

第2章 宜野座村の米軍基地

—宜野座村の軍用地接收の経緯—

1) 布令・布告

1945年（昭和20）4月から6月にかけて沖縄全域をほぼ占領した米軍は、日本本土進攻の前進基地として旧日本軍の小禄、嘉手納、読谷の各飛行場を占領して基地の再構築を開始した。占領状態の沖縄全域では、米軍はヘーグ陸戦法規に基づき、適法な土地接收手続きによることなく占領行為によって必要な軍用地を接收していった。

現在の金武町所在のキャンプ・ハンセン内にもその頃、本土爆撃のための飛行場が建設された。

1952年（昭和27）4月28日、日米講和条約が発効され、これまでの占領行為による土地支配の根拠を失った。そのため、基地の継続確保を図るため、米軍は布令・布告を発令した。

同年11月1日、布令第91号「契約権について」が公布された。同布令は8月1日まで下って施行するものであった。その内容は、1950年7月1日以降、軍用地に占有使用された土地に対して2ヵ年分支払と同時に保存登記をなし賃貸料が支払われる仕組みとなっていた。つまり、地主と琉球政府が賃貸借契約を結んで、米軍に転貸して基地の継続確保を図ることであった。

しかし、この契約は登記料を軍用地の所有者負担でなされたため地主が受領する賃貸料は小額であった。その支払方法も20年の期間でと賃貸料があまりにも安価の為に地主の反対に会い契約続行が不可能となった。

2) 本村最初の軍用地接收

1952年（昭和27）8月1日、松田区の布流石一帯の約7万5,756坪の土地が布令第91号によりキャンプ・ハーディ基地として接收された。

キャンプ・ハーディは、米国陸軍に実弾射撃訓練場として利用された。その範囲は、水域、空域をも含む訓練域で、高射砲や1955年（昭和30）からは原子砲も配置された。同年10月25日、原子砲の試射により200メートル以内に隣接する松田小学校の窓ガラスが吹き飛ばされて、児童数人が負傷する事故が起こった。

しかし、事故後も訓練域での高射砲、原子砲の実弾射撃訓練は継続され、訓練の都度、村役場より演習通報が各区に公文書で通告されていた。

1953年3月23日、布令105号が公布された。「1950年7月1日から1952年4月27日に至るまで米国政府によって使用された琉球人私有地の賃貸契約の締結及び借地料支払の履行権限」という長い題名の布令であった。同布令では登記料は無料で軍用地料の安価をカバーするための米国側が行った応急処置だったといわれている。

1953年4月3日、布令109号「土地収用令」が公布され、軍用地の新規接收が開始された。12月5

日、米国民政府布告26号「軍用地における不動産使用に対する補償」が公布された。同布告により、「米軍は占領当時から軍用地については米軍に借地権がある旨を擬制した強行措置により基地の継続使用を図っていった。

3) 宜野座村土地を守る会を結成

1955年（昭和30）7月22日、時の浦崎康裕村長は米国民政府土地課長に出頭を求められ、真喜屋法務局長立会で宜野座村の新規米軍用地の予告を受けた。その日、国頭、東、久志、金武、名護の5か町村と具志川、勝連の中部両村も同様に予告を受けた。同年7月27日、宜野座村土地を守る会の結成式が開催され、琉球立法院軍用地特別委員会決議の軍用地に関する4原則（1. 土地の永久借地ならびに買上反対。2. 土地使用料は適正額を支払毎年更新する。3. 損害補償の早期支払。4. 軍用地新規接收反対。）に基づき新規接收に反対することを決議した。

各区より選出された委員は、松田区の松田岩次郎、末石森吉、新里久一、宜野座区の屋比久孟松、志良堂清八、惣慶区の新里善助、新里山孫、福山区の東福三、比嘉徳仁、漢那区の金武徳吉、屋宜宣松、城原区の赤嶺江時、屋宜宣栄の13名であった。早速、同年8月5日、村議会と村当局は陳情のため立法院、琉球政府、沖縄市町村軍用地委員会連合会を訪問した。

4) 米国下院軍事委員会、プライス調査団の来村

全琉球が軍用地問題で揺れ動いている最中、前述の1955年10月25日、キャンプ・ハーディでの原子砲射撃訓練により松田小学校の児童数人が、爆風で吹き飛ばされた窓ガラスで負傷する事故が発生した。翌日の26日、米国下院軍事委員会が琉球の軍用地問題調査のためプライス調査団の第1班、コール委員、ケラハー顧問の2名が比嘉秀平行政主席等を伴って来村した。

時の浦崎康裕村長は村の実情をプライス調査団に次のように訴えた。（分村10周年記念誌、1956年より）

「本村松田区は1952年8月1日に7万5,756坪が軍用地に収用され、更に1955年7月22日に民政府から軍用地新規接收の予告を受けたのであります。

只今より新規接收予告地の住民に及ぼす影響について私より御説明申し上げます。予告を受けた地域内には、田が177,941坪、山林5,175,633坪、その他324,531坪を加え総計6,139,732坪となり、村総面積の76.1パーセントに当たる広大な面積で残った面積は僅かに23.9パーセントにしか過ぎないものであります。更に民家134戸、人口733名も立ち退かなければならぬことになり、これらの村民は農耕と山稼ぎによって、生活を維持しているのであります。農耕と山稼ぎだけに馴れた者が転業は到底考えられないのであります。特に、134戸の内119戸は松田、福山、城原の開墾地に住む者で彼等は戦前村有地を開墾して入植したもので、未だに土地所有権を持たない赤貧洗うが如き貧困者ばかりであります。彼等を立ち退かすことになると、村内に代替地となるべき余地もなく結局、路頭に迷うほかないのであります。

また、山林の全域が予告区域内に入り、これが演習地となった場合には山林は荒廃するに違いあり

ません。従って水源は枯渇し、水利に異常を来し土地はますます痩せる一方で、近き将来生活に大異変が生ずることは想像に難くないのであります。また、専ら山林に依存して山稼ぎで生活を維持している者が215戸、人口1,291名いて、村民の自家薪炭だけでも年間4,617,245円の必要量となっており、その他に建築資材、販売用薪炭など1戸当たり年間収入13,228円、村全体としての年間林産物収入10,718,120円がとぎされることになるのであります。

このようにして村民生活費の一部は山林に依存しているものであり、従って、山林を失うことは農耕地を失うことと同じような打撃を受けるのであります。村総面積の76.1パーセントを失うことになると、村産業経済、教育の振興計画も中途にして挫折し、村民の死活、村の存亡にもかかわる重大な問題になりますので、軍用地新規接収は中止して貰うよう村民の切実な叫びであり熟願であります。

若し新規接収の中止が米国の基地防衛上どうしても不可能な場合は村民の要望する次の条件を受諾して貰うよう諸願いたします。

条 件

- (1) 従来習得していた収益を完全にカバーするだけの年間賃貸料を間違いなく支払っていくこと。
- (2) 農耕地を避け立退者を最小限にとどめるため、松田、福山、城原開墾地の中央に境界線をよせること。
- (3) 松田区前原部落の農耕地と民家をさけること。
- (4) 演習地に指定される山林、耕地は演習のない場合は従来どおり利用されること。
- (5) 山林の中には292,800円の経費を投じて仕立てた茶園32,772坪があるが、これを避けること。
- (6) 山林の中には琉球政府の食料増産経済振興計画により2,300円の予算をもって宜野座ダムを建設工事中である、これをさけること。
- (7) 演習に際しては住民生活を脅かさないこと。
- (8) 立退者に移住資金による最大の援助をなすこと。

5) 反対から是認

本村の軍用地問題は、新規接収予告を受けた2年半後の1958年（昭和33）12月29日、第3回村議会において、土地の収用に同意する次のような請願書を採択した。

「本村は人口4,375人、戸数745戸の農村で村の経済は農業及び林業の収入によってのみ維持運営されている実情であります。将来、村経済の発展を計るため、あらゆる角度から検討すべく1957年11月16日、同年12月21日及び1958年1月4日の3回に亘り村議会を召集し慎重審議の結果、米軍の軍事政策に協力し米軍を本村に駐屯させることによって村経済復興促進と住民の福祉繁栄をもたらすものと確信し、満場一致軍を誘致することを村会にて決議した。よって各部落毎に区民大会を開催し右趣旨を計った処、各部落民異議なくその趣旨に賛成した。

1. 更に1958年11月14日村議会に於いて軍施設の誘致について審議し満場一致米軍駐屯を歓迎することを再確認した。

1. 我々代表の請願が採用された場合は現在軍の演習地として使用されている山林及びその他、軍

の必要とする土地の収用に同意する。そのため吾々は新方式による土地賃貸借に基づいて琉球政府と土地賃貸借契約を締結する用意がある。右趣旨御理解の上実現方請願致します。

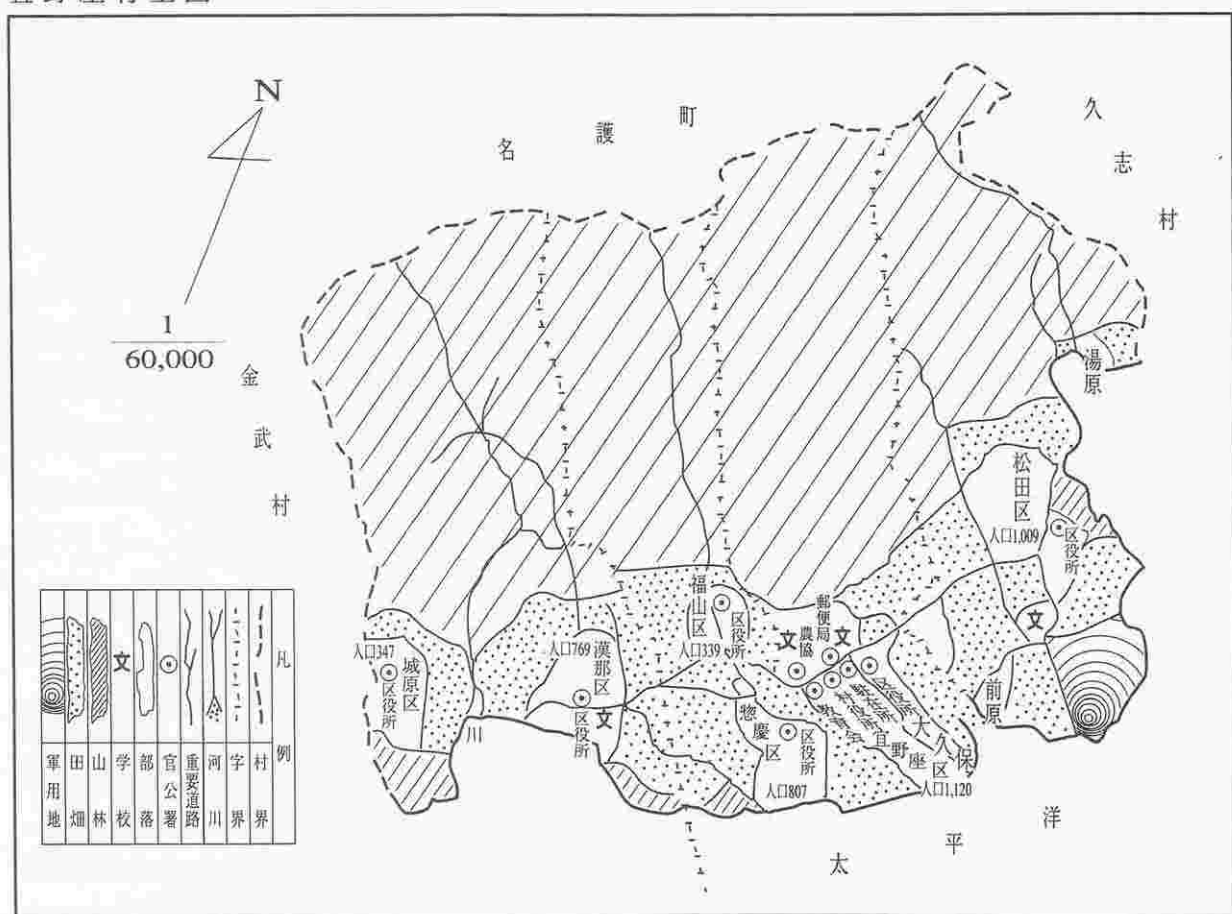
1958年12月29日 原案通り承認

宜野座村議会議長 志良堂清八

新規接收反対から3年後には、一変して軍用地を是認する方向転換で、米軍を誘致することで本村の軍用地問題は解決をみた。

最終的に軍用地面積は、5,255,531坪で新規接收予告面積の6,139,732坪より884,201坪縮小され、村の総面積に占める割合も76.1パーセントから62.7パーセントへと13.4パーセント縮小された。軍用地境界は、当然のことながら松田、福山、城原開墾地の中央に近づき新規接收予告当初の、集落近くから北西の山林地域へ寄せられて、現在の軍用地の原形をなした。

宜野座村全図



資料：分村10周年記念誌（1956年4月1日発行）

一復帰後の軍用地一

沖縄返還協定により、安保条約及びこれに関する取り決め等は本土復帰の日、1972年5月15日沖縄にも適用され沖縄の米軍基地は日本政府によって米国に提供される形となった。前年の1971年6月17日の協定締結日に交わされた「了解覚書」のA表掲載の88施設は、別段の合意がない限り米軍が復帰の日から使用する用意があり、具体的には復帰の日の日米合同委員会において協定を締結した。

キャンプ・ハーディとキャンプ・ハンセンも米軍提供施設としてA表掲載され本土復帰後も本村に存続することとなった。3年後、1975年3月31日、基地縮小に伴いキャンプ・ハーディが返還、不発弾や諸施設が除去されて翌年の3月27日に完全に返還された。

—FAC 6001 キャンプ・ハンセン (Camp Hansen) —

1) 施設の概況

所在地：名護市（字辺野古、字許田、字久志、字豊原）
 宜野座村（字宜野座、字惣慶、字漢那）
 金武町（字金武、字伊芸、字屋嘉）
 恩納村（字恩納、字喜瀬原、字安富祖、字大田）

面積：5,135ha

単位：ha

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	0	—	155	13	168
宜野座村	25	2	1,496	67	1,590
金武町	29	—	981	236	2,151
恩納村	8	1	1,456	665	1,226
合計	63	2	4,088	982	5,135

主要工作物等

建物：連隊司令部、兵舎、兵器修理工場、クラブ（将校、下士官、一般兵）、医療用建物、倉庫、教会

工作物：ヘリパッド、プール、貯水タンク

地主数：1,787人

年間借料：3,235百万円

基地従業員数：395人（MLC228人、IHA167人）

共同使用の状況（地位協定2-4-(a)）：

沖縄電力(株)	電力施設	56千m ²	恩納村	かんがい排水施設	3千m ²
〃	電柱敷用地	13m ²	宜野座村	配水管埋設用地	1千m ²
〃	送電線路用地	99千m ²	〃	ダム用地	26千m ²
沖縄県企業局	水道施設	12千m ²	〃	水道管理設用地	2千m ²
〃	送水管埋設用地	5千m ²	金武町	水道施設	215m ²
沖縄県	道水路用地	17千m ²	〃	電話施設	291m ²
〃	道水管埋設用地	1千m ²	郵政省共済組合	給水管埋設用地	19m ²
〃	ダム用地	100千m ²	金武町・宜野座村	ゴミ処理施設	7千m ²
恩納村	ダム用地	136千m ²	陸上自衛隊	不発弾処理場	3,151千m ²

2) 施設の現況

管理部隊：在沖米海兵隊基地司令部

使用部隊：第3海兵師団、第9海兵連隊、同第3師団支援軍、師団直轄第7通信大隊、第3戦闘工兵大隊、同第9工兵支援大隊、その他

施設及び区域の使用条件（5.15メモ）

使用目的：宿舎、事務所及び訓練場

使用条件等：本施設及び区域内において、実弾射撃及び爆発物処理が認められる。使用される兵器は、水陸両用師団が通常装備する兵器の一般的範ちゅうに入るものである。ヘリコプター及び固定翼機による空から地上の着弾区域に対する実弾射撃も認められる。

合衆国軍は、水域を必要な日に使用する。水域内においては、実弾射撃及び水中爆破は行わないが空砲射撃は実施し、信号弾を使用することもある。

キャンプ・ハンセンの上空については、2,000フィートまで合衆国による使用が認められる。

上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、本施設及び区域内に指定された出入路及び104号線は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者との調整を終え次第、地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として提供されることが合意されている。

現 状

この施設は北部訓練場に次ぐ広大な施設である。国道329号線沿いに金武町の中心街に面した「キャンプ地区」とその背後の恩納村から名護市に連なる山岳部の「演習場地区」からなり、宿舎、事務所及び訓練場として使用されている。

キャンプ地区には、第3海兵師団第9海兵連隊のほか師団直轄の第3戦闘工兵大隊、第7通信大隊と第3海兵役務支援軍（本部はマキミナト）の第9工兵支援大隊等が駐留しているほか、海兵下士官養成のための師団学校が設置されており、海兵隊以外の3軍にも利用されている。

また、診療所、歯科、銀行、郵便局、将校・下士官・一般兵クラブ、スナック、バー、ボーリング場、運動場等の施設もある。

演習場地区には47の訓練区域があって、一般演習、実弾射撃訓練、廃弾処理が行われている。

県道104号線を封鎖して第3海兵師団第12海兵連隊による155ミリ榴弾砲を利用した実弾射撃演習も当施設で実施されている。

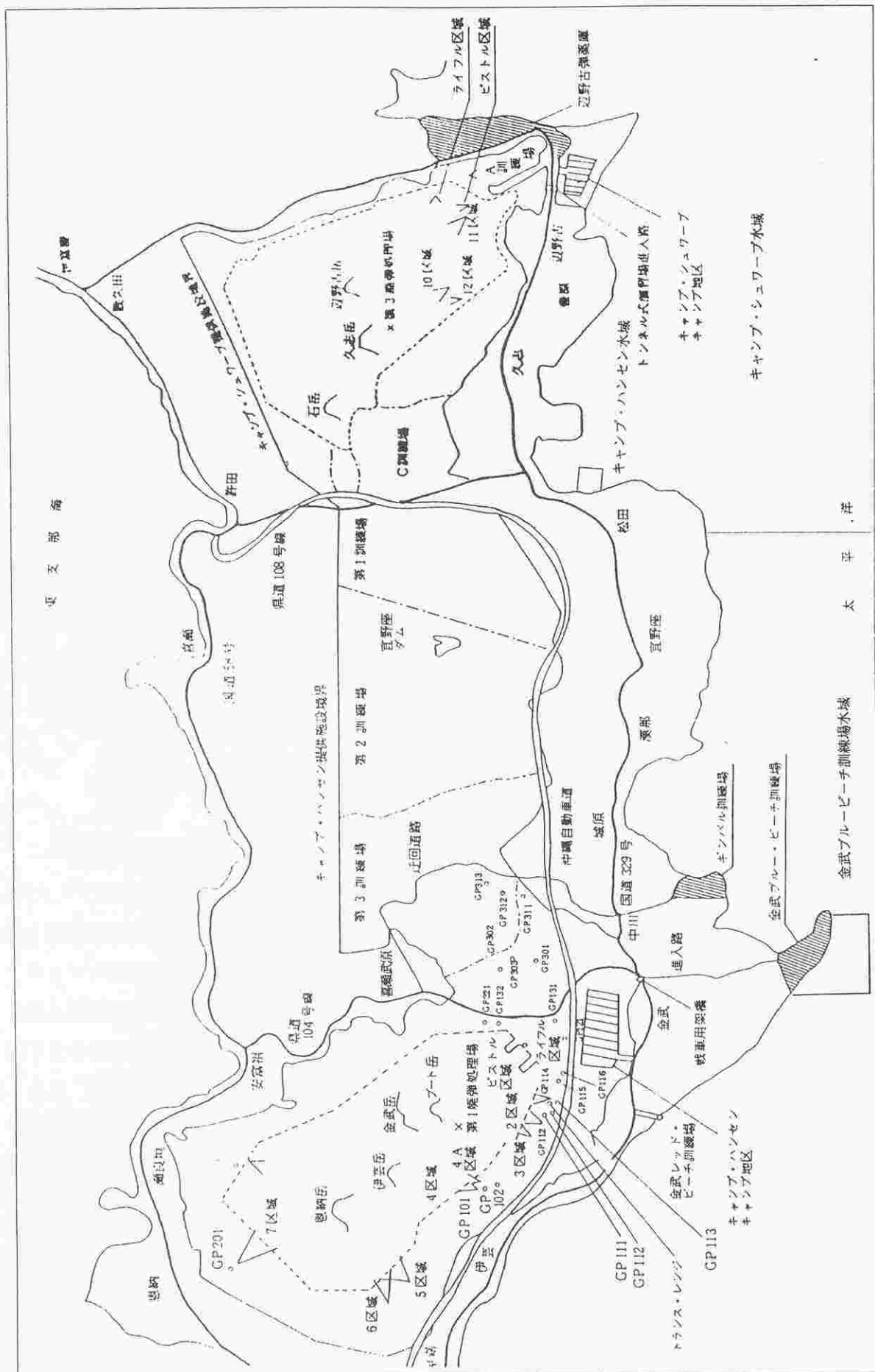
廃弾処理場は陸上自衛隊が不発弾処理場として共同使用している。

3) 経緯

昭和20年	米軍が飛行場を建設し、使用開始
昭和32年	キャンプ地区に兵舎等建設
昭和34年	演習場地区を接收して使用開始
昭和47年 5月15日	キャンプ・ハンセン、キャンプ・ハンセン訓練場が統合され「キャンプ・ハンセン」として提供施設となる
昭和50年 5月19日	578千㎡返還（沖縄自動車道用地）
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で一部の無条件返還を合意
昭和51年11月30日	県道104号線の代替道路の第2期工事が完了
昭和52年 1月27日	工作物（保安柵）を追加提供
昭和56年 3月26日	建物6,432㎡を追加提供
昭和56年12月31日	48,600㎡を返還
昭和57年 9月20日	道路800㎡を追加提供
昭和57年11月30日	3,100㎡返還
昭和58年 6月21日	保安施設として工作物（囲障等）を追加提供
昭和58年12月 2日	保安施設等として建物約500㎡と工作物（囲障等）を追加提供
昭和58年10月31日	水域約11,100㎡を返還
昭和59年 2月10日	排水施設等として工作物（排水路等）を追加提供
昭和59年 5月25日	宿舎として建物約12,300㎡と工作物（舗床等）を追加提供
昭和59年 8月28日	訓練施設等として建物約30㎡と工作物（囲障等）を追加提供
昭和60年 7月12日	保安施設として工作物（囲障）を追加提供
昭和60年 9月10日	倉庫として建物約7,400㎡と工作物（舗床等）を追加提供
昭和60年10月15日	通信施設として工作物（アンテナ等）を追加提供

資料：沖縄の米軍基地（沖縄県）

キャンプ・ハンセン及びシユワーブ演習略図



資料：沖縄の米軍基地（昭和58年）

—FAC 6009 キャンプ・シュワープ—

1) 施設の概況

所在地：名護市（字豊原、字辺野古、字久志、字許田、字数久田、字世富慶）
 宜野座村（字松田）

面積：2,079ha

単位：ha

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	12	210	1,307	531	2,059
宜野座村	11	2	7	—	20
合計	22	211	1,314	531	2,079

主要工作物等

建物：連隊司令部、兵舎、劇場、クラブ（将校、下士官、一般兵）、倉庫、器材整備施設、
 医療施設用建物、教会

工作物：ヘリパッド、LST（戦車上陸用舟艇）揚陸場、貯油タンク、貯水タンク、防波堤

地主数：343人

年間借料：856百万円

基地従業員数：173人（MLC94人、IHA79人）

共同使用の状況（地位協定2-4-(a)）：

沖縄電力(株)	電力施設	54千㎡
名護市	水道施設	3千㎡
陸上自衛隊	不発弾処理場	7,077千㎡

2) 施設の現況

管理部隊：在沖米海兵隊基地司令部

使用部隊：第3海兵師団第4海兵連隊、第3海兵師団直轄第1無限軌道車大隊、第3偵察大隊

施設および区域の使用条件（5.15メモ）

使用目的：宿舎、事務所及び訓練場

使用条件等：本施設及び区域内において、指定された射撃場における実弾射撃及び爆発物処理が認められる。使用される兵器は、水陸両用師団が通常装備する兵器の一般的範ちゅうに入るものである。航空機からの弾薬の投下又は発射は行われない。

合衆国軍は、本施設及び区域への出入のために辺野古川を使用するが、これに損害を与えないように注意する。

合衆国軍は、水域の第1区域、第2区域、第4区域（LSTランプ）及び排水管区域を継続的に、第3区域を月平均10日、1年に120日を超えない範囲で、第5区域（辺野古ビーチ）を必要な日にそれぞれ使用する。

合衆国軍は、水域の第2区域、第3区域及び第5区域においては、実弾射撃及び水中爆破は行わないが、空砲射撃は実施し、信号弾を使用することもある。また、第4区域においては、海に向かって500メートルを超える実弾射撃及び水中爆破は行わない。陸上施設及び水域の上空については、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、並びに本施設及び区域の境界内にあるが、提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者との調整を終え次第、地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として提供されることが合意されている。

現 状

この施設は、名護市の久志岳を中心に山岳、森林地帯の「演習場地区」と名護市辺野古の国道329号から辺野古崎に至る海岸地域の「キャンプ地区」からなっている。

演習場地区には、4つの一般演習場と実弾を使用するライフル・ピストル区域、フィールドレンジの実弾射撃場及び第3廃弾処理場等があり、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

また演習場地区のほぼ真中を戦車道路が通っていて、県道108号線を横切ってキャンプ・ハンセン内戦車道に通じている。

一方、キャンプ地区には、第3海兵師団直轄でM60A1型戦車及びLVTP水陸両用戦車等を装備する第1無限軌道大隊、第4海兵連隊の本部大隊、第1大隊、第2大隊が駐留し、昭和57年3月31日付で恩納通信所に駐屯していた第3海兵師団第3偵察大隊約200人も駐留している。

施設内には指令部事務所、兵舎、銀行、診療所、郵便局、運動場などのほか、劇場、ポーリング場、将校、下士官、一般兵の各クラブ等の娯楽施設も完備されている。

3) 経 緯

昭和31年11月16日	キャンプ地区（兵舎）使用開始
昭和32年7月1日	} 訓練場地区使用開始
昭和34年7月1日	
昭和46年6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により1,043千㎡を返還
昭和47年5月15日	キャンプ・シュワープ訓練場、キャンプ・シュワープLST係留施設が統合されて「キャンプ・シュワープ」として提供施設となる
昭和50年5月19日	70千㎡返還（沖縄自動車道路敷）
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で一部無条件及び一部条件付返還を合意
昭和52年1月27日	辺野古地先の民有地100㎡（訓練場）と困障を追加提供
昭和54年4月13日	事故対策としてM-85機関銃用射角制御装置を設置

昭和56年 3月	事故対策として着弾地にバック・ストップを建設
昭和56年 3月26日	建物約4,323㎡と工作物（舗床等）を追加提供
昭和58年 1月31日	180千㎡返還（第16回安保協合意分）
昭和58年11月 1日	汚水処理施設等として建物約180㎡と工作物（囲障等）を追加提供
昭和58年10月31日	水域約18,900㎡返還
昭和59年2月10日	道路等として建物約40㎡と工作物（舗床等）を追加提供
昭和59年10月 5日	宿舎として建物約5,700㎡と工作物（水道等）を追加提供
昭和59年11月27日	宿舎として建物約5,900㎡と工作物（舗床等）を追加提供
昭和60年 9月10日	倉庫等として建物約5,200㎡と工作物（舗床等）を追加提供

面積と地料の推移（S35～H6）

軍用地面積

軍用地料（ドルと円）

S 35		116,131ドル
36	17,462,441㎡	117,560
37		117,560
38		115,594
39		145,129
40	17,346,473㎡	145,129
41		145,203
42		145,203
43		181,842
44		189,624
45	17,367,009㎡	190,104
46		183,434ドル
47		143,865,274円
48		212,352,225
49		376,980,696
50	14,606,203㎡	487,135,008
51		525,101,472
52		550,599,420
53		583,342,152
54		610,820,472
55	14,594,361㎡	646,658,424
56		688,792,944
57		769,699,261
58		803,146,368
59		827,439,300
60	14,921,223㎡	858,280,446
61		892,028,928
62		885,549,084
63		920,571,489
H 6		1,241,953,608円

復帰前の軍用地（地積・地料）の推移

単位（地積：坪、地料：ドル）

年度/区分	昭和	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
宅地	地積	3,503	3,567	3,567	3,567	3,567	3,567	3,702	3,702	3,702	3,702	3,702	3,702
	地料	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902
畑	地積	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	167,918	167,918	168,902	168,902	170,314	163,745
	地料	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	16,664	16,664	18,940	24,321	24,725	23,664
山林	地積	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	4,714,163	4,714,163	4,715,778	4,715,778	4,717,262	4,569,382
	地料	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	119,399	119,399	151,135	153,006	153,068	147,519
原野	地積	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	4,326	4,326	4,326	4,326	4,326	4,326
	地料	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	3,503	129	129	158	160	160	160
保安林	地積	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	366,276	366,276	366,276	366,276	366,276	364,660
	地料	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	7,597	7,597	9,887	9,887	9,887	9,827
非細分土地	地積	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	850	850	850	850	850	850
	地料	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	5,291,649	249	249	347	362	362	362
その他	地積	5,291,649	5,326,176	5,326,176	5,257,163	5,256,507	5,256,507	5,257,235	5,257,235	5,259,834	5,259,834	5,262,730	5,106,665
	地料	116,131	117,560	117,560	115,594	145,129	145,129	145,129	145,203	145,203	189,624	190,104	183,434
合計													

資料：沖縄県統計年鑑

軍用地面積（年度、施設、大字別）

キャンプ・ハンセン

単位：㎡

字名／年度	昭和47年度	48	49	50	51	52	53	54
松田	2,310,962.00	2,326,764.00	3,088,144.19	3,083,851.19	3,083,628.19	3,083,628.19	3,083,628.19	3,082,930.19
宜野座	3,272,250.00	3,272,101.00	3,519,763.00	3,519,763.00	3,519,763.00	3,519,763.00	3,519,763.00	3,515,348.00
惣慶	3,334,497.00	3,331,250.00	4,171,856.00	4,169,690.89	4,169,690.89	4,169,690.89	4,169,690.89	4,169,690.89
漢那	5,500,644.00	4,269,794.00	3,832,908.00	3,832,898.10	3,832,898.10	3,832,898.10	3,832,898.10	3,832,898.10
計	14,418,353.00	13,199,909.00	14,612,671.19	14,606,203.18	14,605,980.18	14,605,980.18	14,605,980.18	14,600,867.18

キャンプ・シュワブ

字名／年度	昭和47年度	48	49	50	51	52	53	54
松田	157,906.00	204,774.00	168,855.00	155,304.00	155,304.00	149,539.00	149,539.00	149,539.00

キャンプ・ハーディー

字名／年度	昭和47年度	48	49	50	51	52	53	54
松田	(10,893.00)	(11,796.00)	(831.00)	(返還) —	—	—	—	—

合計	14,576,259.00	13,404,683.00	14,781,526.19	14,761,507.18	14,761,284.18	14,755,519.18	14,755,519.18	14,750,406.18
	14,587,152.00	13,416,479.00	14,782,357.19					

キャンプ・ハンセン

単位：㎡

字名／年度	昭和55年度	56	57	58	59	60	61	62
松 田	3,078,036.00	3,078,036.00	2,963,520.79	2,963,507.89	2,963,507.89	2,923,895.89	2,879,334.89	2,879,334.89
宜 野 座	3,513,737.00	3,513,737.00	3,461,222.17	3,461,222.17	3,433,841.17	3,433,841.17	3,433,841.17	3,433,841.17
惣 慶	4,169,690.89	4,169,690.89	4,076,659.96	4,076,659.96	4,076,659.96	4,076,659.96	4,076,735.28	3,976,285.31
漢 那	3,832,898.10	3,832,898.10	4,486,791.43	4,486,826.43	4,486,826.43	4,486,826.43	4,486,826.43	4,009,072.43
計	14,594,361.99	14,594,361.99	14,988,194.35	14,988,216.45	14,960,835.45	14,921,223.45	14,876,737.77	14,298,533.80

キャンプ・シュワープ

字名／年度	昭和55年度	56	57	58	59	60	61	62
松 田	149,539.00	149,539.00	145,795.00	71,015.00	71,015.00	71,015.00	71,015.00	71,015.00

合 計	14,743,900.99	14,743,900.99	15,133,989.35	15,059,231.45	15,031,850.45	14,992,238.45	14,947,752.77	14,369,548.80
-----	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

単位：m²

キャンペーン・ハンセン

字名／年度	昭和63年度	平成元年	2	3	4	5	6
松田	2,853,302.89	2,853,302.89	2,853,302.89	2,853,863.89	2,853,863.89	2,853,863.89	2,853,863.89
宜野座	3,433,841.17	3,433,841.17	3,433,841.17	3,433,841.17	3,433,841.17	3,433,841.17	3,433,841.17
惣慶	3,976,285.31	3,973,747.31	3,973,726.31	3,971,188.31	3,971,188.31	3,971,188.31	3,970,238.31
漢那	4,009,070.43	3,993,784.43	3,993,784.43	3,992,438.15	3,992,438.15	3,992,438.15	3,991,448.15
計	14,272,499.80	14,254,675.80	14,254,654.80	14,251,331.52	14,251,331.52	14,251,331.52	14,249,391.52

キャンペーン・シュワープ

字名／年度	昭和63年度	平成元年	2	3	4	5	6
松田	71,015.00	71,015.00	71,015.00	71,015.00	71,015.00	71,015.00	71,015.00
合計	14,343,514.80	14,325,690.80	14,325,690.80	14,322,346.52	14,322,346.52	14,322,346.52	14,320,406.52

一 宜野座村軍用地跡地利用基本計画一

宜野座村では村土面積の51パーセントを占める1,610haの軍用地をかかえている状況があり、軍用地返還に備えた軍用地跡地利用計画の策定には早くから取り組んできました。

軍用地は村の振興開発・村土の均衡ある発展を図る上でも大きな阻害要因となってきましたが、一方その地料は村の自主財源の大半を占めていることも事実であり、軍用地返還には軍用地料に見合う財源の確保を伴うことが望ましいことはいうまでもありません。

そういう観点に立って、本村では平成4年度に宜野座村軍用地跡地利用計画（構想）を策定し、中長期的展望に立った開発の基本方向を確立するとともに、跡地利用の構想をまとめた。これは、村土の3分の1の面積を占め、北側分水嶺から県民・村民の水ガメとなっている漢那ダム、宜野座ダム等5つのダム群までの約1,000haの水源涵養林地帯を永久保存林として将来にわたって保全していき、さらにそこからそこから集落、農地側までの約500haの森林地帯について森林活用型の開発を行っていこうというものです。平成5年には漢那ダムが完成したこともあって、ダム周辺の活性化を図る目的で、構想をさらに発展させた計画として宜野座村軍用地跡地利用第1次基本計画（漢那ダム周辺活性化調査計画）を策定した。

引き続き、平成6年には、惣慶区、宜野座区、松田区を対象に第2次基本計画が策定された。

宜野座村軍用地跡地利用第1次基本計画

課題……環境と生産の両立を可能とする新たな土地利活用

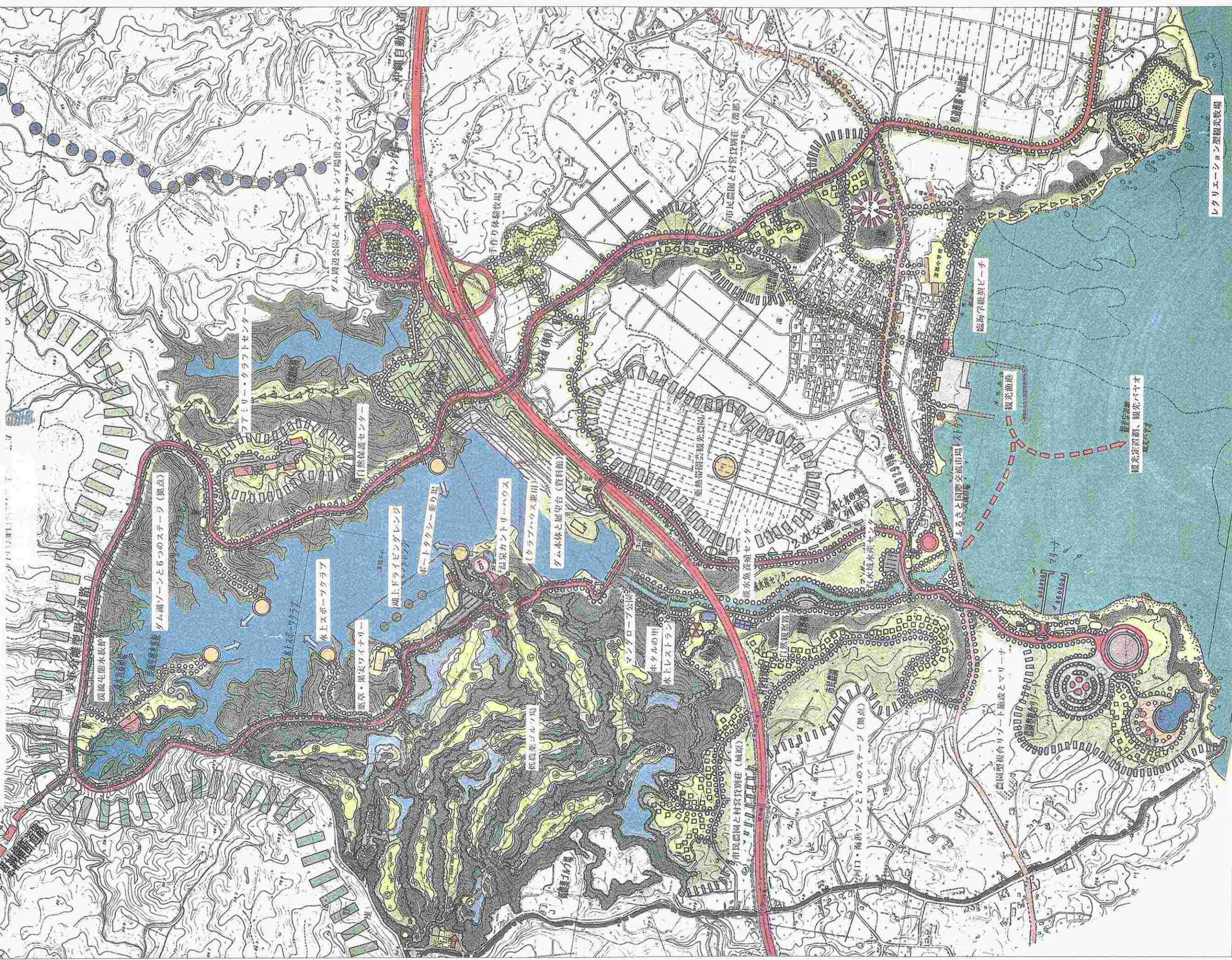
目的……ふるさとの自然と景観と生活に触れるなかで、本物の生産物を通じた、人と人との交流の場づくり

宜野座村軍用地跡地利用第2次基本計画

課題……人と自然の共生を可能とする新たな土地利活用

目的……水源林が原資の自然環境と田園の景観と生活に触れ合い、人間性尊重志向の生産活動を通じた、交流と定着の場づくり

宜野座村軍用地跡地利用第一次基本計画図



ダム湖ゾーンと6つのステージ (拠点)

リゾートゾーンと7つのステージ (拠点)

水と木の園

市民公園と村営別荘 (雑居)

水と木の園

市民公園と村営別荘 (雑居)

水と木の園

市民公園と村営別荘 (雑居)

水と木の園

市民公園と村営別荘 (雑居)

水と木の園

市民公園と村営別荘 (雑居)

水と木の園

市民公園と村営別荘 (雑居)

水と木の園

観光バスオ

レクリエーション型観光牧場

臨海学校跡地

観光漁港

観光バスオ

観光漁港

観光バスオ

観光漁港

観光バスオ

観光漁港

観光バスオ

観光漁港

観光バスオ

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

宜野座村軍用地跡地

一宜野座村軍用地等地主会一

宜野座村内に軍用地等を所有する者の相互理解と軍用地等に関する全ての問題を調査研究し、会員の福祉向上を図る目的で、1971年（昭和46）3月5日に宜野座村軍用地等地主会が発足している。

1995年12月現在の会員は149名で、内宜野座村在住会員は104名で残りは、村外12市町村在住43名および本土2名となっている。その内訳は下の表のとおりである。地主会長は歴代の宜野座村長が就任してきている。平成7年度定期総会資料から今年度の主な事業計画を拾ってみると次のとおりとなっている。

1. 単価増額交渉（農地及び山林原野等評価地目の見直し増額交渉）
2. 先進地研修の実施
3. 米軍財産管理部及び施設局との交渉等である。また、積立金を創設して地主会の組織と軍用地主会館の維持運営のために毎年計画的な積立計画が承認されている。

宜野座村軍用地等地主会会員地域別内訳

住 所	住 所	所 有 面 積
宜野座村字松 田	20名	3,324.54m ²
宜野座	29名	51,881.00m ²
惣 慶	37名	70,838.08m ²
福 山	3名	2,256.10m ²
漢 那	11名	133,745.63m ²
城 原	4名	9,324.58m ²
金 武 町	5名	16,018.33m ²
名 護 市	1名	4,984.00m ²
石 川 市	4名	18,774.72m ²
具志川市	4名	7,384.00m ²
沖 縄 市	8名	21,233.99m ²
宜野湾市	5名	51,262.94m ²
浦 添 市	4名	13,975.99m ²
那 覇 市	6名	10,349.00m ²
平 良 市	1名	1,072.00m ²
嘉手納町	2名	4,280.00m ²
大 里 村	1名	897.00m ²
豊見城村	2名	8,238.99m ²
大 阪 府	1名	8,227.99m ²
埼 玉 県	1名	9,678.15m ²
	149名	447,747.03m ²

資料：土地賃借料算定調書及土地明細書

年度別・字別・地目別集計表 (H1~H7迄)

年度	字名	地目	宅地	畑	山林	原野	雑種地	公道	合計	備考
平成一、二年	松	田	40.56 ^{m²}	8.98	0	57.00	0	322.13	2,701.54	
		宜野座	0	48,349.00	4,693.00	17,513.00	1,364.00	0	74,905.00	
		惣慶	4.76	77,073.00	13,064.99	14,782.00	2,280.00	0	109,441.85	
		漢那	1,032.15	40,401.00	125,425.25	48,102.00	3,316.00	0	255,687.71	
		合計	1,077.47	165,831.98	143,183.84	80,454.00	6,960.00	322.13	442,736.10	
平成三年	松	田	36.07	8.98	0	57.00	0	322.13	2,701.54	許田正助、許田正徳宅地→畑 (4.49m ²)
		宜野座	0	48,349.00	4,693.00	17,513.00	1,364.00	0	74,905.00	
		惣慶	4.76	75,073.00	13,064.99	14,782.00	4,280.00	0	109,441.85	正栄産業田→雑 (2000m ²)
		漢那	1,032.15	34,204.98	125,425.85	48,101.96	9,512.00	0	255,687.65	
		合計	1,072.98	157,635.96	143,183.84	80,453.96	15,156.00	322.13	442,736.04	新加入
平成四、五、六、七年	松	田	36.07	8.98	0	57.00	2,826.00	322.13	5,554.54	福本広明田 (2826m ²) 比嘉康之畑 (27m ²)
		宜野座	0	48,349.00	4,693.00	17,513.00	3,522.00	0	77,063.00	福本広明畑 (2158m ²)
		惣慶	4.76	75,073.00	13,064.99	14,782.00	4,280.00	0	109,441.85	
		漢那	1,032.15	34,204.98	125,425.85	48,101.96	9,512.00	0	255,687.65	
		合計	1,072.98	157,635.96	143,183.84	80,543.96	20,140.00	322.13	447,747.04	
年度別単価表	全体筆数	(8)	(115)	(36)	(16)	(31)	(14)	(3)	(223)	
	平成元年	347.71 ^円	4.20 [%]	118.56 ^円	75.54 ^円	5.00 [%]	118.56 ^円	118.56 ^円		
	“ 2年	363.69	4.00	123.30	78.86	4.40	123.30	123.30		
	“ 3年	380.05	4.50	128.70	82.60	4.70	128.70	128.70		田
	“ 4年	408.00	7.40	139.00	89.50	8.40	139.00	139.00		畑
	“ 5年	427.00	4.70	146.00	94.00	5.00	146.00	146.00		雑
	“ 6年	445.00	4.20	150.50	97.00	3.20	150.50	150.50		公道

資料：宜野座村軍用地等地主会